

三重県医療審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県医療審議会（以下「審議会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会委員は、委員19人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会には、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、その事項につき審議会に専門委員10人以内を置くことができる。ただし、地域保健医療に関する専門委員等、会長が特に必要と認めるときは特に15人まで増員できるものとする。

2 専門委員は、識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(部会)

第7条 審議会に必要な部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理する。

【参考資料 1】

- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の議決とすることができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、三重県医療保健部に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(附則)

この要綱は、昭和61年12月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。